

保発0331第14号
平成29年3月31日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第41号）については、本日公布され、平成30年1月1日から施行することとされたところである。改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴管下市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合に対する周知を図り、その円滑な実施に配慮されたい。

記

第1 改正の趣旨

平成29年度税制改正の大綱（平成28年12月22日閣議決定。以下「税制改正大綱」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成29年法律第4号。以下「所得税法等改正法」という。）の公布に伴い、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）、船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号。以下「船保則」という。）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「国保則」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「高確則」という。）について所要の改正を行うものである。

第2 改正の内容

1 健保則の一部改正

- ① 税制改正大綱及び所得税法等改正法第1条の規定による改正後の所得

税法（昭和 44 年法律第 33 号）により、医療費控除の申告手続が改正され、医療費通知を医療費の明細書として確定申告書に添付した場合には医療費の領収書の保存を要しないこととされたことに伴い、保険者が医療費通知を行う場合には、以下の項目を通知することを標準とする規定を、健保則第 112 条の 2 として新設したこと。

- ・被保険者又はその被扶養者の氏名
- ・療養を受けた年月
- ・療養を受けた者の氏名
- ・療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称
- ・被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額
- ・保険者の名称

② その他所要の規定の整備を行ったこと。

2 船保則の一部改正

1 の①に準じた改正を行ったこと。

3 国保則の一部改正

1 の①に準じた改正を行ったこと。

4 高確則の一部改正

1 の①に準じた改正を行ったこと。

第 3 施行期日

平成 30 年 1 月 1 日から施行すること。